

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和3年11月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 6 号 旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第17号 専決処分の承認について
(令和3年度旭市一般会計補正予算)

出席委員（6名）

委員長	林 晴 道	副委員長	片 桐 文 夫
委員	伊 藤 房 代	委員	宮 内 保
委員	永 井 孝 佳	委員	崎 山 華 英

欠席委員（1名）

委員 景 山 岩三郎

委員外出席者（1名）

議長 木 内 欽 市

説明のため出席した者（１７名）

教 育 長	諸 持 耕太郎
環 境 課 長	高 根 浩 司
健康管理課長	齊 藤 孝 一
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
生涯学習課長	伊 藤 弘 行
そ の 他 担 当 員	7 名

財 政 課 長	山 崎 剛 成
保険年金課長	穴 澤 昭 和
社会福祉課長	椎 名 隆
教育総務課長	杉 本 芳 正
体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広
副 主 幹	菅 晃

事務局次長	向 後 哲 浩
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（林 晴道） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまであります。皆さん、お元気ですか。

元気ふるさとの旗振り役、文教福祉常任委員会委員長の林晴道でございます。改めて、この地域をつくってくださった先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として凛とした姿勢で臨んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、景山岩三郎委員におかれましては、通院のため、欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了承いただきたいと思います。

それにより、ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 2分

○委員長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は木内欽市旭市議会議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました8議案について審査をしていただくことになっております。議案質疑を経て、本日の審査、そして最終日の本会議で採決という運びになるわけであります。

議案質疑のときは永井議員の発言を途中で止めてしまい、申し訳ありません。この場はそういうことはありませんので、どんどん意見を申し上げて、慎重なる審議をお願いしたいと

思います。

本日の審査結果に本会議の採決が束縛されるわけではありませんが、この審査結果を議員は十分に尊重しなければいけません。本日の審査結果を基に、当日、討論を経て採決に入るわけでございます。この審査結果によっては、皆さんの意見が十分反映されるということがありますので、どうぞ慎重なる審議をお願いいたします。

それでは、林委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、旭市教育長、諸持耕太郎さんよりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で8議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で1議案、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項。また、条例関係で6議案、議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。また、専決処分関係で1議案、議案第17号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 晴道） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。説明、質疑については着座で結構です。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、健康づくり課所管の補足説明を申し上げます。

すみません。予算書の12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目電子計算費、説明欄1の電算システム運用事業745万2,000円のうち511万5,000円は、健診結果等の利活用のためのマイナンバー情報連携に係るシステム改修と健診結果の様式を標準化するためのシステム改修費用です。

戻りまして、9ページをお開きください。

歳入になります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、説明欄1、感染症予防事業費等国庫補助金319万円はシステム改修に係る国庫補助金です。

以上で議案第1号、健康づくり課の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の子ども・子育て支援事業費補助金201万1,000円は、児童手当の制度改正により電算システムを改修する費用の全額を国が負担するものでございます。

10ページをお願いいたします。

15款2項2目3節児童福祉費県補助金、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業費補助金407万1,000円は、ひとり親家庭の父、母等に対して医療費の一部を助成するもので、助成した2分の1を県が負担するものです。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項8目電子計算費、説明欄1の電子システム運用事業745万2,000円ですが、このうち子育て支援課所管分の201万1,000円は、これまで児童手当支給対象者について、高額所得者であっても特例給付として5,000円を給付していましたが、制度の見直しにより、令和4年6月受給者からは限度額を設定し、一部の高所得者を対象外とするもので、これに伴い既存の児童手当システムを改修するものです。

17ページをお願いいたします。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業814万3,000円は、ひとり親家庭等医療費の助成額が昨年の償還払いから受給券を利用したの現物給付に変更になったことにより、利便性が向上し、当初の見込み額よりも上回ることから計上いたしました。

以上で議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、教育総務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

今回、予算補正した中学校大規模改造事業の事業内容等につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、今後予定しているスケジュールにつきまして補足してご説明

をいたします。

補正予算書5ページをお開きください。

繰越明許費の補正です。

今回補正した設計委託費、工事請負費ともに年度内の完了が困難であることから、中学校大規模改造事業2億33万2,000円全額を繰越明許費に設定したものでございます。

現在想定しているスケジュールでは、補正予算成立後に準備を進め、12月に設計業務を発注し、3か月程度の工期を経て4月上旬頃に完了する予定としております。その後、設計成果を基に工事の発注準備を進め、4月中旬から下旬頃に改修工事を発注し、令和4年度末頃の工事完了を見込んでおります。

補正予算書23ページをお開きください。

今回、補正予算した感染症対策・学習保障支援事業835万3,000円の事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や学習保障に関する小・中学校の消耗品と備品の購入に係るもので、消耗品費130万円の内訳としましては、主に消毒液や噴霧器などの新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品の購入、教育用備品費705万3,000円の内訳としましては、つい立てや空気清浄機などの保健室備品類や、学びの保障に必要なオンライン授業に活用するためのウェブカメラを購入するための経費を計上したのになります。

以上で議案第1号の教育総務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） おはようございます。

何点か、1個ずつ続けてやってしまっていていいんでしたっけ。

○委員長（林 晴道） どちらでも結構ですよ。

○委員（崎山華英） はい。すみません。感染症予防事業費等国庫補助金から、健診結果情報システム整備等に支出されたと思うんですけども、この健診結果情報システム整備等の内容をもうちょっと具体的に説明していただきたいなと思ひまして、お願いします。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今回のシステム改修は2通りあります。

まず最初は、健診結果の情報を、マイナンバー制度を活用してマイナポータル等で閲覧や

市町村間での情報連携を開始できるようにするため、中間サーバに情報を登録するシステム改修にします。

もう1つは情報を受け取るほうの改修で、実施機関のデータがまちまち、ばらばらだったのを国が標準化様式を定めましたので、その標準化様式を市のシステムに取り込めるように改修するものです。

以上になります。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

続きまして、ひとり親家庭医療費の件なんですけれども、当初予算より支給増の見込みということで、先ほどご説明があったとおり、昨年からはひとり親受給券が始まって、ちょっと利便性が、利用しやすくなったということですよね。

ひとり親家庭の近年の増減とか、もしデータとかあれば教えていただきたいなと思ったんですけれども。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 昨年に制度改正があったんですけれども、昨年は通院1回で、通院と調剤ごとに課税世帯で1回……。失礼しました。月ですね。月1,000円と。そちらを償還払いをしていたものですから、必ず市役所のほうに領収書等を持参して申請いただくような形でした。

制度改正後なんですけど、通院1回300円、入院も1日300円というような形になりまして、受給券を窓口で提示いたしまして、そちらでお支払いをして、精算という行為がなくなったものです。そのため利便性がよくなったということで、今回補正のほうをお願いしたものでございます。

失礼いたしました。令和2年の実績でございます。母子家庭513世帯、父子家庭18世帯、父母なし5世帯、合計536世帯になります。

以上です。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） それは増加傾向なんじゃないかな。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 少子化の関係も影響しているかと思いますが、ひとり親家庭の世帯数は年々減少となっております。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

すみません。重ねて質問なんですけれども、ひとり親の基準をもう一度確認したいなと思いきまして、親が同居でも対象なのか、所得の関係で制限があるのか、ちょっと確認したいんですが。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大変失礼なのですが、ひとり親の基準というのは医療費の関係の基準でよろしいですか。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） すみません。課税世帯300円、通院・入院1回当たりです。

非課税世帯は無料となっております。そのほか、父母のいない世帯としましても、祖父・祖母でも可能となっております。

○委員長（林 晴道） 暫時休憩いたします。自席でお待ちください。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○委員長（林 晴道） 再開いたします。

○子育て支援課長（多田英子） 大変失礼いたしました。同居する祖父母がいる場合でも、児童扶養手当に該当する世帯であれば、ひとり親として該当いたします。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

これは質問ではないんですけれども、受給券が出来上がって、前まで私もひとり親というか、シングルマザーだったときがあったんですけれども、平日市役所に行かなくてはいけなかったのも、その手間が省けたということは本当に利便性がよくなったなと思って評価しております。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません。10款1項の教育総務費、先ほど備品購入費705万3,000円のお話を聞いたんですけれども、旭市内全小・中学校に、もう一度、どのようなあれが配備されるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） では、詳細としましては、噴霧器、あとペーパータオル、あとニトリル手袋、それと消毒液、これは12校が3缶で、あとは5缶というような形で配布するような形になっております。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） それは旭市内の小・中学校だけですかね。

それと、先ほど需用費、消耗品費のほうで消毒液の話が、これで消毒液を購入するというような話だったかと思うんですけれども。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 市内の小・中学校という形で配布する予定です。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

保育所のほうは子育て支援課になっちゃうから別なんですかね、それは。それは同じように子育て支援のほうで備品ですか、教育用備品として保育所関係はやるものなんですかね。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今年度の保育所等の備品に関しましては、国のほうの補助金もございまして、消毒液ですとか、その他、空気清浄機ですとか、そういうものを配備しております。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

一応、小・中学校よりも保育所のほうがどっちかといえ、子どもたちの行動範囲ですか、

ちょっと動きが読めない動きをしたいと思いますので、その点がちょっと心配だったので、質問いたしました。

もう1点、いいですか。

○委員長（林 晴道） どうぞ。

○委員（片桐文夫） あと、本会議場で平山議員のほうより中学校大規模改造ですか、来年4月からというお話で今聞いたんですけれども、この特別教室の工事、9室という回答があったかと思います。それは1つの建物全部を行うという考えでいいんですよね。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 特別教室棟1棟の中にある教室全てという形でよろしいです。よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○教育総務課長（杉本芳正） 当然、外壁のほうも行います。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 議案第6号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 本会議において補足説明したとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現行の条例に周辺住民への説明責任の明確化や事前協議等の条文を新たに加えるなど、名義貸しや墓地等の無秩序な開発行為の防止を図り、地域住民と開発行為者とのトラブルを防ぐため、必要な改正を行うものでございます。

それでは、お手元のお配りしました環境課の資料をご覧くださいと思います。

手続きの流れをフロー図でご説明いたします。

説明資料の左側が現行のもの、右側が改正案での流れとなっております。

まず、改正案の一番上、事前説明（相談）の実施から、中段より少し下になりますが、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書の提出に至るまでを説明いたします。

改正案では、事前説明（相談）を受けて、経営計画を示す①の標識の設置を義務づけることにします。現行では、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の施行規則の第3条に、周辺住民の居住者と土地の所有者の承諾を得なければならないとの規定はありましたが、事前の相談は任意となっておりましたので、①の標識の設置が行われず、計画区域内の住民に十分周知がされないまま、住民と土地所有者への説明が行われる場合もあり、事業者と住民との間に摩擦を生じる可能性がありました。改正案では、①の標識の設置により、あらかじめ住民への周知を図り、改めて②の住民等への説明を実施することといたします。

ここで、地域住民（申出者）から要望事項や反対などの意見があった場合には、さらに③になりますが、住民（申出者）と協議を重ね、事業者は④により住民（申出者）に対し見解を文書で示した上で、⑤の事前協議書を提出していただくことにいたします。

その後、事前協議書の審査となりますが、この段階で住民との調整が図られていないなどの不備があれば勧告や指導を行い、その後、不備が是正され、諸条件が整ったところで、第7条の本申請に当たる墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書の書類提出となります。

次に、本申請に当たる墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書が提出された後の流れについてご説明をいたします。

左側になりますけれども、現行では、提出書類の審査を行い、許可の是非を事業者に通知します。その後、着工となり、申請どおり施工されたことが確認された後、墓地・納骨堂・火葬場経営許可書の交付という流れでございましたが、詳細な規定が条例、規則に明記されておりました。

改正案では、事前協議の際に審査を行っているため、本申請で不許可となるケースはほとんどなくなりますが、工事に入ってから立入調査を行い、工事内容に問題等があれば不許可とすることができるようになっております。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。改正でかなり基準の項目が増えて、一層ルールが厳しくなった印象を持ったんですけれども、これは全国的にこんなふうに改正になっているのか、それとも旭市独自なんでしょうか。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

全国的にという部分だと、ちょっと調べがついていないんですが、千葉県で考えますと、こういった事前協議の制度を設けているところは県内54市町村中47市が事前協議を設けております。旭市を含めた残りの7市が、こういった事前協議を条例のほうで記載していない。ほかの市ですと、条例に事前協議を記載しているところもありますけれども、要綱で対応しているところもありますが、やはり法的に効力を持たせるためにも条例のほうの改正で事前協議や住民説明等を規定したほうが良いということで今回の改正を上程させていただきました。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案の補足説明に入ります前に、改修工事後の第二市民会館の部屋の配置についてご説明をいたします。

お配りいたしました旭第二市民会館改修工事1階平面図をご覧ください。

1階部分の建築基準法で規定する不特定かつ多数の人が利用できる集会施設として適合可能となった部屋は、図面中央の第1研修室、第2研修室、第3研修室の3部屋になります。

図面左側のホールについては、健康づくり課の健診や献血、生涯学習課の美術作品の展示など多目的に利用できるホールになります。

旭市地域職業相談室、ハローワークについては、ハローワークとの協議により、図面右側の部屋に入る予定であります。

2階平面図をご覧ください。

旭市観光物産協会につきましては、物産協会との協議により、図面中央の部屋に入る予定であります。

図面左側の大会議室と小会議室につきましては、市の関係する団体の会議や研修会または、庁舎ではセキュリティー面で利用が難しくなっている夜の会議や休日の会議などを想定しており、インターネットを必要とする会議などにも対応できるよう改修しております。

また、部屋の名称につきましては、利用者が分かりやすいように他の公民館等の施設に合わせて変更する予定であります。

それでは、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の19ページと、先ほどの1階平面図をご覧ください。

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正は、別表第1、その1の旭市民会館の部屋の名称と、1時間当たりの使用料を他の公民館等の施設に合わせて変更するものであります。

部屋の名称は第1研修室、第2研修室、第3研修室とし、部屋の面積59平米の第1研修室と第3研修室は300円、113平米の第2研修室は部屋の大きさが第1と第3研修室のほぼ倍となりますので、600円としたものであります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） じゃ1点だけ、ちょっとお伺いします。

改修後の2階の多目的ルーム、軽運動場ということになっているんですけども、具体的にどんな軽スポーツ、運動ができるのか教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○委員長（林 晴道） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 今の2階の軽運動場なんですけれども、いきいき健康講座とか、あとはフィットネスダンス講座とか、そういった軽運動を想定しております。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 利用料金について質問いたします。

市外の方も同じ料金で利用できるのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 市外の方につきましては、1.5倍の料金になります。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） すみません。もう1点お伺いします。

旭市観光物産協会が改修後、2階に来るということで、物産協会と協議か何かしていますか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 現在、物産協会は青年の家に入っているわけですが、青年の家の廃止に当たりまして、物産協会と協議をしておりました。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 実は、先日、物産協会へ行って、いろんな話をしている中で、旭市に宿泊したお客さんに対して、返礼品じゃないけれども、お土産を、2,000円相当のものを配っているということで、あの事務所の中にそのお土産がいっぱいあって、すごい量なんです。ああいうものをやはり物産協会で作っているということは、例えば2階ですと非常に不便じゃないのかなと。私は、どっちかという、こういう物産協会のそういった仕事の内容もありますから、1階のほうがすごく便利なのかなと。とにかくすごい量でしたよ、宿泊した方に対するお土産の量が。それは何か県の事業で作っているということをちょっとお聞きしたんですけれども、ああいう物産協会なんかは、まして物産協会だと結構外からのお客さんも来ると思うんですよ。

ですから、私は、どっちかという1階のほうが利便性がいいのかなというように感じるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 物産協会の物品ですか、そういったものが結構あるということと、それと利便性が悪いんじゃないかということでもあります。

一応、この施設に入るのはハローワークも1階に入る予定でありまして、それも青年の家の廃止に伴って第二市民会館のほうに入ってくださいなんですけれども、その中で検討をした結果でありまして、倉庫とか、そういったものについては、また今後、物産協会と相談してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） どっちにしても、物産協会の事務局の人たちとよく協議して、よろしくをお願いします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 議案第10号につきましては、本会議で説明したとおりです。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当に申し上げます。本会議で補足説明いただいた内容をもう一度お願いしたいと思います。

○体育振興課長（柴 栄男） 失礼しました。では、すみません。改めて議案第10号について補足説明を申し上げます。

まず、新旧対照表の20ページをお願いいたします。

20ページになりますが、まず飯岡庭球場の廃止に伴い、第1条で別表中、関連する部分を削除するものです。

次に、21ページをお願いします。

旭市サッカー場の設置に伴い、第2条で別表中、関連する部分を加えるものです。

22ページをお願いいたします。

飯岡庭球場の廃止に伴い、附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

23ページになります。

旭市サッカー場の設置に伴い、附則第3項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を加えるものです。

以上となります。

失礼しました。あと、すみません。サッカー場の使用料の関係ですけれども、一般は1時間当たり2,000円を、高校生以下は1,000円と設定しました。使用料の算出につきましては、年間の管理運営経費見込み、利用者の負担割合、近隣の類似施設とのバランスなどを考慮して設定いたしました。

以上となります。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） サッカー場の料金も、やっぱり1.5倍ということなののでしょうか。これ

は、ほかの条例で決まっていることですか。

あと、予約方法とかもほかの条例とかで決まっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） まず、市外の方の利用の1.5倍、こちらについてはサッカー場も同じです。市として同じ考え方で考えております。

あと、予約は条例で決まっているのかということなのですが、予約の方法は条例では決めておりません。今から周知しますけれども、予約システムなり電話で予約するような形になると思います。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。細かい話になってしまうんですけども、高校生以下というのは、例えば学校単位で申込みする場合は、申込みする人は先生になるので、大人料金になるのか、それとも高校だったら高校生料金になるのか、どういった場合に高校生以下の料金を利用できるのか教えてください。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 一般、高校生の取扱いですけれども、一応利用する方が高校生であれば高校生、代表は先生になるかと思えますけれども、あくまでも利用する方が高校生なり、もっと小さいのであれば、その値段が適用されるというような考えでおります。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） 委員長、この議案とは若干違うんですけども、サッカー場について質問していいですか。

○委員長（林 晴道） この審査の後に執行のほうに残ってもらって、その機会を、ほかの委員からも問合せがあったので、つくりたいと思っていますが。

○委員（宮内 保） 分かりました。じゃ、いいです。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 議案第11号につきましては、本会議で説明したとおりであります。その内容について再度説明させていただきます。

議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

青年の家の機能を第二市民会館に移転することに伴い、来年度、青年の家を廃止することから、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、本条例廃止に伴い、附則により、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正をするものでございます。

新旧対照表の24ページをご覧くださいと思います。

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表第1から青年の家運営委員会委員の部分を削除するものでございます。

新旧対照表の25ページをお願いいたします。

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正は、別表第1、その1から旭市青年の家の部分を削除するものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第17号、専決処分の承認について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いします。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の就学前児童応援臨時給付金給付事業8,294万2,000円ですが、旭市独自の支援事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により不安を感じながら生活様式の変更を伴う育児を余儀なくされている市内在住の就学前児童を子育てする世帯を対象に、早期に生活の安定を支援するため、児童1人当たり3万円を給付するものです。

主な事業費の内訳として18節、就学前児童応援臨時給付金8,190万円ですが、令和3年9月30日に本市に住民登録がある平成27年4月2日から令和3年9月30日までの間に生まれた児童分で2,730人を見込んだものです。

変異株ウイルスの流行以降は、感染リスクは大人も子どもも変わらないという見解が示されております。しかしながら、乳幼児に関しては、感染対策の基本であるマスクの着用がかえって健康被害を及ぼす可能性が高いとされ、着用は推奨されておられません。そのような中でも感染症対策と向き合いながら子育てする世帯を早急に支援する必要があることから、専決処分にて対応したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3款3項6目保育所費、説明欄1の公立保育所運営費3,061万3,000円ですが、いいおか保育所で発生した漏水により被害を受けた園舎の改修に要する経費です。

事業費の内訳は、12節委託料、設計監理委託料としまして49万5,000円、14節、保育所改修工事としまして3,011万8,000円を計上いたしました。

それでは、園舎改修工事の概要につきましてご説明いたします。

お手元の旭市立いいおか保育所改修工事と右下に書かれた図面をご覧ください。

いいおか保育所の園舎はRC造り2階建、延床面積が1,010.62平方メートル、そのうち1階部分の面積は667.12平方メートルでございます。

この図面は、今回、改修工事が必要な園舎1階部分の平面図を用意させていただきました。

今回、左下、赤い丸印で示しました箇所の給水管から漏水が発生いたしまして、園舎床下に水がたまって被害が生じております。影響範囲を調査した結果、水色で塗って示しました遊戯室、0・1歳児保育室、事務室、玄関ホールなどを含んだ1階の広範囲、約400平方メートルに及んでおります。床は水を含んで膨らみ、一部扉の開閉にも支障があり、随所で壁に染みが確認されており、床や壁を張り替える大規模な改修工事が必要となっております。

現在、やむを得ず、被害の及んでいない、図面、右上になります2歳児保育室におきまして、被害を受けた0・1歳児保育室を利用しているお子さんを一緒に合同保育を実施してい

るところですが、一日も早く安心・安全な保育環境を取り戻し、本来あるべき保育運営を実施したく、早急な改修工事を必要とするため、専決処分にて対応したものでございます。

なお、この図面につきましては、子どもたちへの防犯上の観点から、取扱いにはご留意いただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第17号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） この旭市立いいおか保育所の改修工事なんですけれども、これは建ててまだ7年ぐらいですよ。それで何でこういった漏水が発生するのか。ちょっとこれは工事業者の責任だとか、いろいろ問題が相当あるんじゃないですか。その辺どうでしょうか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 初めに、経緯について申し上げます。

本年3月末にエレベーターが故障いたしました。このお話は前回の常任委員会的时候も報告として少しお話しさせていただいているところです。直ちに、設置業者に故障原因の調査を依頼いたしまして、6月にゴンドラを持ち上げまして、下のピット内の冠水を確認し、エレベーターのモーター類が水没しておりました。その後、原因は漏水が考えられるということから、7月末にその場所を確定いたしまして、修理を実施したところです。

委員がおっしゃいます、どうしてなのかということなんです、水道管のところに小さな亀裂が入っておりました。そこを修理したんですけれども、そこから少しずつ少しずつの水が流れ出て、それが大きな原因で広範囲の漏水になってしまいました。

また、その漏水の確認なんですけれども、水道のメーターのほうは月に一、二回は保育所でも確認しておりまして、パイロットメーターというのがほぼ回っていなかった。それで、当然のことなんです、事務局といたしましては、水道の量、そして料金、全て記録しております。そちらはほとんど影響が出ていなかったということから、漏水を発見することができなかったものです。

もう1つ、委員さんがおっしゃいました業者の問題なんじゃないかというお話なんです、こちらはかなり大きな漏水ですので、当然検討いたしまして、瑕疵保証期間、瑕疵担保の期間というものが契約書の約款の中で瑕疵保証期間2年と記録されております。重大な過失が

あった場合は瑕疵保証期間は10年とされているんですけれども、市の顧問弁護士のほうにも相談させていただきました。それまでに建物ができるときに検査等もしております。水道の検査のほうもしております、特に問題がなかったということで、それが業者の問題であろうということを立証することが難しいというお話でしたので、責任の追及ということができないのかなという結論に至っております。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） これだけの広範囲に漏水があつて、これは重大な業者さんの、私は瑕疵があつたと思うんですよ。まだ10年たっていないんですよ。ですから、その辺もう少し私は業者さんの瑕疵をもっと追及できないんですかね。その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 市のほうでも、委員のおっしゃるとおり、こちらはかなりの金額が出ておりますので、請求したいということで、いろいろ検討をしたところです。

ですが、顧問弁護士にも、先ほど申しましたように相談させていただきまして、その工事の中でどの工事の方が傷をつけたか、また、そういう細かい立証をする手段はもうないでしょう、そこを立証することは困難ですよという回答をいただいているところから、こちらも残念な思いですが、その責任の追及はできないのかなと考えております。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） そういうことでしたらあれですけれども、保育所の職員の皆さんも、これだけの漏水があつたということに何でもう少し早く気がつかなかったんですかね。その辺ちょっとまた、どうなんでしょうか、職員の皆さん。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどもご説明したように、扉の開閉がうまくできなくなつたと。あと、壁のほうに染みができてきたというのが漏水だったということで、その箇所を修理した後に急に発生してきたものでございまして、それまでは保育所の職員のほうも原因が分からないままでした。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません。早急の対応というのは本当に子どもに対してもよかったのかなと思うんですけれども、この工事箇所以外に、左側の白い部分ですか、調理室、前室のところの入り口が多分あると思うんですよ。その入り口の扉なんかもたしかさびているかと思うんですけれども、漏水とは関係ないあれだとは思うんですけれども、これだけ大規模な改修をするのであれば、違うところも見た中で改修したほうがよかったんじゃないかなと私は感じたんですけれども、どうでしょう。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 扉がさびているというお話なんですけれども、今のところは開閉に特に問題はない状況で行っておりますので、もう一度現場を確認いたしまして、あまりひどいようでしたら、その箇所の改修も考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） じゃ、ぜひともお願いしたいと思います。大規模な工事をやる以外のところですか、もう一度点検のほうをしていただいて、先々この保育所も違う計画があるかと思っていますので、その点のところを踏まえてやっていただきたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） ご意見ありがとうございます。

全体的に改修すべき箇所をもう一度見直したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

すみません。ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○委員長（林 晴道） 引き続き議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（**崎山華英**） 私のほうからは、就学前児童応援臨時給付金給付事業について質問させていただきます。

先ほど専決処分された理由のほうはお聞かせいただいたんですけども、ほかの世代への、優先すべき世代への支援がない、きちんと協議されて専決に至ったのか。例えば、高校生ですとか、大学生ですとか、子ども手当がもらえない世代のお子さんをお持ちのご家庭もたくさん市内にもある中で、専決してまで就学前の児童の方に給付金を今回されるということは、きちんと協議されたのか、された上での決定になったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（**林 晴道**） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（**多田英子**） 高校生、大学生の協議がされたのかということなんですけれども、そのあたりのお話もありましたが、今回はマスクを着用することができない年齢の子どもたちに対して、消毒ですとか、ふだんやらないようなことを子どもたちに求めたりとか、外出を自粛したりとか、そういうことに保護者の方たちがかなり神経を使いながら子育てされている。そういうところから、今回は就学前の子どもたちに限定して給付金を実施させていただくものです。

○委員長（**林 晴道**） 崎山委員。

○委員（**崎山華英**） 分かりました。

小・中学生は、この前、給食費免除ということで6か月間免除になって大変ありがたいんですけども、本当に高校生以上となると子ども手当もないですし、コロナ禍で学業を頑張っているけれども経済的に困窮されている家庭も多くあるんじゃないかと思うので、もう少しそちらの支援の薄い世代についても考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（**林 晴道**） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（**多田英子**） 高校生に関しましては、今、国のほうの給付金といたしましてゼロ歳から18歳、そちらのほうが今後実施される見通しです。大学生につきましては、国のほうでも困窮している大学生という形で実施する予定と聞いております。申し訳ございませんが、市のほうでは現在は考えておりません。

○委員長（**林 晴道**） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 晴道） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 晴道） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管の課は随時報告をしてください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課より新型コロナワクチンの接種状況と感染状況についてご報告いたします。

配付資料をご覧ください。

初めに、新型コロナワクチンの接種状況です。

（１）全人口に対する接種状況であります。11月8日現在、1回目の接種人数は5万2,375人で、2回目の接種人数は5万1,952人、全人口6万4,384人に対する1回目、2回目の割合については記載のとおりとなっております。

続きまして、（２）接種対象者の内訳でございます。12歳から64歳と65歳以上に区分しております。各々の接種人数、割合については記載のとおりでございます。

続きまして、2、旭市感染状況でございます。

感染者数及び療養内訳は県からの情報提供でございます。11月11日現在の感染者数及び療養内訳は記載のとおりでございます。昨日時点の旭市の累計感染者は492人でございます。10月から新規感染者の発生はございません。

資料の説明は以上なんですけれども、3回目のワクチン接種についてですが、先日、厚生労働省から自治体向けに説明会が開催され、概要が示されました。

対象者は1・2回目接種を完了した18歳以上の方で、2回目接種日から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種となっております。使用するワクチンは、現在のところ、薬事承認されているファイザー社製のワクチンを使用することになっております。接種時期に合わせて順次通知を発送し、前回同様、希望者に申込みをしていただく流れを予定しております。

事業に係る経費につきましては、現在編成中でございますので、専決処分にて予算措置をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で健康づくり課からの報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課から国制度の新たな子育て世帯への臨時特別給付金の支給について現状を報告いたします。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ゼロ歳から18歳までの児童を子育てする世帯を対象に、新たな給付金等制度として、まずは児童1人あたりに年内をめどに5万円を現金給付し、次に学用品など子育て関連用品が購入できる5万円分のクーポン券を配布し、合わせて10万円の経済支援の実施を予定しております。

市においても、5万円の現金給付は児童手当関連データを活用するなどして可能な限り年内に支給するよう迅速な対応が求められています。今後、国から事業内容の詳細が示されましたら、年内中には給付金が支給できるよう専決処分にて予算措置させていただき、早急に支給事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で子育て支援課からの報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） すみません。今、コロナが何日間、旭市はないとおっしゃいましたか。

○委員長（林 晴道） 木内議長の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 10月1日から今まで新規感染者は発生しておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） これは非常にいいことで、できれば私がいつも考えているのは、よく工事現場とかに事故何日間ゼロとか、旭警察へ行っても死亡事故何日ゼロとかありますよね。もしもそういうのをやって、市民にもっと知らしめる、注意を促す。

今、もうゼロがずっと続いていますけれども、私は会合のたびに言うんですが、6波は必ず来るわけで、世界を見渡したら、日本は大丈夫なんですけれども、ドイツは人口が日本の7割か8割しかないんですが、感染者はもう550万人も出ているんですよ。それで、連日最高を更新しているでしょう。昨日のニュースでは、オーストリアはもうロックダウンでしょう。

ですから、物すごいのがまた来るので、それまでに今現在封じ込めると。旭市は安全なまちだという、今現在、旭市も人口割にしたら県内でも少ないほうなんですよ、感染者がね。ですから、これをそのまま封じ込めて、旭市は安全なまちだという大きなあれになりますのでね。

それで、私が提案申し上げたいのは、この間、何かで、どこかで見たんですよ。手洗い、手洗いとよく言いますが、非常にいいことだと思います。ですから、そのおかげで風邪とかインフルエンザがないですよ。ですから、ほとんど今、風邪をひいている人はいないそうなんです。私も今日、ここを開けてもらうように言いました。寒いですが、寒さでは風邪はひきません。南極には風邪の菌がないから、南極に行ったって風邪をひかないそうなんです。体力が弱ったり寒いときに風邪の菌があると、それで風邪に感染すると。ですから、どんどん換気もよくして。

それで、手洗いでやるのに具体的に、よく覚えておくとよかったな。どこかで調べれば分かると思います。ウイルスが手について、真水で洗った場合には、例えばウイルスが10万個ついていたら5万個減るとか、あるんですよ。それで、石けんで1回丁寧に洗うと、それが7割か8割ぐらい減るんですよ。2回手洗いをすると90何%減るんですよ、ウイルスが。ですから、完全にシャットダウンできるんですよ。ですから、そういうのをちょっと調べて、広報に載せるまでもないでしょうが、回覧板で配ると、具体的に、ああ、なるほど、手洗い

はこんなに効果があるんだと分かるので、ぜひそれを、お手数をかけますが、コロナを増やさないためですので、そういうのをぜひやっていただきたいと、このように思いますが、ぜひご検討ください。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 木内議長のご意見に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 木内議長。

○議長（木内欽市） 何でこれをくどいように申し上げますかという、毎回、私はどこの会場でも言うんですが、私は昨年、議長に就任しました。そのときに、よく前市長といろんな会場へ行くんですが、そのときに、旭市は少ない、少ないといつも言っていたんですよ。それで、明智市長が、何でかな、海があるせいかな、それとも山があるせいかな、中央病院の意識もあるのかななんて言っていましたが、当時、54の市町村で旭市が一番下だったんですよ。市の中では一番下。町は房州の睦沢町とかどこかが、旭市が20人のときに、そこが3人ぐらいだったんですよ。だから、人口割でいくと、こんなことを言っちゃ睦沢町に失礼なんです、そこがもう1人コロナ患者が発生すると、旭市は千葉県の54市町村で一番下ということだったんですよ。それが急に今年になって増えちゃいましたが、要するに、当時はそうだったんです。

ですから、今でも私は新聞を毎日見るんですが、最初の頃は匝瑳市で出たとか、東庄町で出たという、そちらのほうの食堂とか、行く気がちょっとしなかったですよ、怖くて。銚子市で出たという、やっぱり最初は遠慮したんですよ。ですから、そういうこともありますので、旭市はこれから例えば第6波が襲ってきても、旭市は感染者が出ない、出ないということは無理でしょうけれども、非常に少ないということになれば、旭市は安全なまちという大きな効果が出ますので、ぜひそれをご検討いただきたいと思います。

米本市長もコロナ対策ということを大きくうたっているわけですよ。市長のあれにも合うんです。ですから、コロナ対策、具体的に何をやっているんだ、旭市と言われても、何もやらないわけですよ。ですから、この前の全協のときにも私から申し入れて、担当課が来てコロナの対策をやってもらいましたが、ぜひ私のほうからそれを申し入れたいと、このように思いますので、ぜひぜひ前向きにご検討いただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません。この結果を見ますと、接種対象者12歳から64歳の人数から1回の接種をした人数が5,000人ほどまだ少ないんですけれども、その方に対しての対応とか、市からその人に対しての対応とかというのは行っているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません。今、5,000……

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） はい、3万8,396人です。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） その差が5,000人ぐらいということですね。

接種対象者のほうなんですけれども、いろいろ接種できない事情もあるかと思います。アナフィラキシーショックを持っている方とか、その他、まだ11歳の方が12歳になっていなくて、これから接種を受ける方も多少含まれますので。

まだ未接種の方につきましては、広報やホームページ等で接種を呼びかけたいと考えております。

以上になります。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 3回目のワクチン接種について質問させていただきます。

職域接種でモデルナ製のワクチンを打った人も3回目は自治体でファイザー製を打つ感じになるのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 一応、国のほうでは、モデルナを打った方でもファイザー製が打てる、混合接種を認めるというような判断を現在しております。

以上になります。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。片桐委員の質問の延長になるんですけれども、接種をまだされていない方が全体で7,000人ぐらいいらっしゃる。1回目も打っていない方が7,000人ぐらいいるような計算になると思うんですけれども、その7,000人、どなたが打っていないというのは、市では把握はできないということですよね。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 打っていない方につきましては、一応把握はできます。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

多分健康上の問題とか、体質上の問題で打たないという選択をされている方とかも多いらっしゃると思うんですけれども、中には打てない家庭環境ですとか、前回は質問させていただいたんですけれども、集団接種会場に行けないような状況に置かれている方とか、ハイリスク家庭の方ももしかしたら含まれていると思うんですよね。なので、そういう方を拾い上げる、ある種の指標になるのかなと思うんですけれども、なぜ打てないのか、例えば介護で手いっぱい打ちに行くことができないとか、そういう方を拾いに行くための一つの情報として使えないのかということをお尋ねしたいです。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 7,000人の名簿が分かっているから、それで、その理由をとということですか。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 取りあえず、現状では個々の方7,000人に当たるというのは大変難しいのかなと考えております。

以上になります。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

前回は、先日の三川の火事もありましたけれども、多分そういう方とか、介護で自分の生活でいっぱいいますと、多分ワクチンとかも行かれていない方もいらっしゃるんじゃないかなと思うので、1つ、その7,000人の中にそういう方が含まれているんじゃないかと

いうことで質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 晴 道